

(仮称) DREAM Wind 佐田岬リブレース事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 3 月

大和エネルギー株式会社

目 次

第 1 章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1)	公告の日.....	1
(2)	公告の方法.....	1
(3)	縦覧場所.....	1
(4)	縦覧期間.....	2
(5)	縦覧者数.....	2
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1)	公告の日及び公告方法.....	2
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数.....	2
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1)	意見書の提出期間.....	3
(2)	意見書の提出方法.....	3
(3)	意見書の提出状況.....	3
第 2 章	環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解..	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、弊社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間（自主期間2週間を含む）縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年12月9日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙及び県報による公告（別紙1 参照）

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和4年12月9日（金）付 愛媛新聞
- ・ 令和4年12月9日（金）付 愛媛県報（第366号）

② 広報による公告（別紙2 参照）

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 広報いかた（令和4年12月号 No.213）

③ インターネットによるお知らせ（別紙3 参照）

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 弊社のウェブサイト

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎4か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 愛媛県庁環境政策課

（愛媛県松山市一番町四丁目2番（NTT愛媛ビル2棟4階））

- ・ 伊方町役場本庁舎

（愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1）

- ・ 伊方町役場瀬戸支所

（愛媛県西宇和郡伊方町三机乙3003番地6）

- ・ 伊方町役場三崎支所

（愛媛県西宇和郡伊方町三崎692番地）

② インターネットの利用による縦覧（別紙3 参照）

- ・ 弊社のウェブサイト

<https://www.daiwa-energy.com/>

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和4年12月9日（金）から令和5年2月1日（水）まで
（自主期間2週間を含む）

- ・関係自治体庁舎 土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間とした。
- ・インターネット 常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は4名であった。

（内訳）愛媛県庁環境政策課	0名
伊方町役場本庁舎	2名
伊方町役場瀬戸支所	0名
伊方町役場三崎支所	2名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、弊社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。（別紙1～別紙3 参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和5年1月7日（土）13時30分から15時30分まで
- ・開催場所：瀬戸町民センター（愛媛県西宇和郡伊方町三机乙1084-1）
- ・来場者数：9名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、弊社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(別紙 4、別紙 5 参照)

(1) 意見書の提出期間

令和 4 年 12 月 9 日 (金) から令和 5 年 2 月 1 日 (水) までの間

(縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 弊社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 13 通、意見総数は 43 件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、弊社に対して環境の保全の見地から提出された意見は43件であった。それに対する事業者の見解は表2のとおりである。

表2 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	・地域の活性化に繋がっていくと思います。現在も伊方の風物詩となっているため、本事業には賛成です。	引き続き地元住民の皆様のご理解を得られるよう、住民説明会等を通じて丁寧な説明を実施いたします。
2	・工事中の地元住民への配慮をよろしくお願いします。	工事の実施に当たっては、工事工程の調整等により、工事関係車両台数の平準化に努め、建設工事のピーク時の走行台数の低減を図る等の環境保全措置を講じます。

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	基数は減るようだがその分、大型化されている。希少猛禽類等の調査においては、そういった大型化による影響を十分考慮した内容と評価を行っていただきたい。再生可能エネルギーの推進自体には賛成である。	環境影響評価の項目並びに、調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、地域の専門家や風力アセスに詳しい専門家を選定してご助言をいただいております。既設の風力発電機より基数を削減する一方で、風力発電機のサイズが大型化することから、今後の手続きにおいて、現地調査の結果及び専門家の意見を踏まえた上で、適切に予測及び評価いたします。

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	①ダイワエネルギーは100%親会社であるダイワハウスが開発した「ロイヤルシティ佐田岬リゾート」の700mの所に1000kW風車9基を建設し、リゾート住民に騒音公害を引き起こしていることに関して反省があるのか聞きたい。	弊社として、再生可能エネルギーの電源供給に貢献することが、地球温暖化防止に貢献することに繋がるという思いで事業を行っております。そのために地元住民の皆様生活を犠牲にするという考えはございません。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、住民説明会等を通じて丁寧な説明を実施いたします。
5	②騒音公害を引き起こしているのに現状の3~4倍の風車を建て替えようとしているが、住民の事は何も感じず計画するのか聞きたい。	今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、本事業による影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。
6	③「ロイヤルシティ佐田岬リゾート」の住民もあなた達と同じように、安全・安心に暮らす権利があると思わないか？聞きたい。	引き続き地元住民の皆様のご理解を得られるよう、住民説明会等を通じて丁寧な説明を実施いたします。
7	④このやり方が社会貢献しようとしている企業にふさわしい行為と思うか？聞きたい。	弊社として、再生可能エネルギーの電源供給に貢献することが、地球温暖化防止に貢献することに繋がるという思いで事業を行っております。そのために地元住民の皆様生活を犠牲にするという考えはございません。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、住民説明会等を通じて丁寧な説明を実施いたします。
8	⑤方法書の意見を募集するのに、椅子もないし、分厚い資料。6割以上が高齢者なのに、意見をもらう構えになっていないように思う。	今後の手続きにおいて、関係機関に相談の上、丁寧な対応を心掛け、適切に対応いたします。
9	⑥再三意見として言っているが、瀬戸ウインドヒルが建て替えるのだから町長に相談して、風の丘北東に一緒に建てれば問題なくなる。	本事業は電力会社の送電網を使用し電力会社へ電気を供給するため、既設系統容量を活用いたします。本事業は建て替え事業であるため、既設の風車ヤードを最大限活用いたします。今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、本事業による影響を極

		力低減できるよう、事業計画を検討いたします。
10	⑦住宅の近くに騒音公害になる風車を建てるべきではない。住宅の無い、風の強い場所は多くあるので、変更すべきである。	本事業は電力会社の送電網を使用し電力会社へ電気を供給するため、既設系統容量を活用いたします。本事業は建て替え事業であるため、既設の風車ヤードを最大限活用いたします。今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、本事業による影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。 また、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。また、周辺住宅等への影響を適切に把握し、可能な限り風力発電機と住宅等との離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。

（意見書 4）

No.	意見の概要	事業者の見解
11	リプレース事業との事で、一度風力発電の為の開発をしている場所なので、環境への影響も少ないのではないかと。 また、9 基から 4 基となる事から、範囲も狭まり現状より良い方向と考える。	既設の風車ヤード及び管理用道路を最大限活用することにより、改変面積を低減できるよう、事業計画を検討しております。 また、今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果をお示しいたします。その結果を踏まえた上で、本事業による影響を極力回避又は低減できるよう、さらに事業計画を検討いたします。

（意見書 5）

No.	意見の概要	事業者の見解
12	四国では陸上風力のリプレース案件は、まだ事例が少ないと思いますので、アセスは専門家の意見を良く聞いていただき、実施していただければと思います。	環境影響評価の項目並びに、調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、地域の専門家や風力アセスに詳しい専門家を選定してご助言をいただきながら、事業を進めております。

（意見書 6）

No.	意見の概要	事業者の見解
13	「DREAM Wind 佐田岬風力リプレース事業」に関して、最終頁の資料※1 の「騒音 4」地点周辺住民の立場で下記に意見します。 なお、SDGs 推進の観点から再生可能エネルギーとしての風力発電の導入を全て否定するものではありません。 1. 事業地点について 全国の各地で、風力発電稼働後に近隣住民が体調不良を訴えるケースが、新聞・ネット情報で増えています。今回の事業地も住宅地に近接しており、設備の増強によって騒音レベルが増加（2～3dB 増加（資料※1 の資料編 1-14））し、苦情の発生が懸念されます。 風力発電の適地が少なくなるなかで、事業者としても、苦情発生の可能性のある地域での無理な建設を進めるのではなく、洋上風力発電等へシフトするなど、転換期にあります。 イギリスでは既に洋上風力発電へシフトし、導入拡大（資料※2）されています。イギリスと同様に四方を海に囲まれた島国の日本もイギリスに見習い、この方向に転換すべきです。	洋上風力については 2019 年に海域利用に必要なルール整備を実施するため「再エネ海域利用法」が制定されております。現在、事業のための制度化がなされた段階であり、これから導入が増えていくことが予想されております。 一方、政府では 2021 年に、2050 年のカーボンニュートラル、2030 年の温室効果ガス 46%削減目標に向けて、再エネ電源構成比率の見直しが行われ、現行計画であった「22～24%」から「36～38%」に引き上げとなりました。 陸上風力においては 2030 年の中長期導入目標において 18～26GW と掲げられている中、2021 年末時点で 4.58GW です。このことを踏まえ、陸上風力についても、洋上風力と共に継続していくことが必要であり、最低でも現在の 4 倍以上の陸上風力が必要であると考えております。
14	2. 風力発電施設から発生する騒音の評価基準について、	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環

	資料※1 では資料※3 の指針を評価基準にしていますが、下記の点で同指針を満足するだけでは充分ではなく、事業者は地域の状況に応じて、生活環境を保全するための対応が必要と考えます。 (1) 同指針では、「静かな環境では、風力発電施設から発生する騒音が 35～40dB を超過すると、わずらわしさの程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている。」としている。一方で、指針値では、「残留騒音が 30dB を下回る場合の下限値を、特に静穏を要する場合等においては 35dB とし、それ以外の地域においては 40dB (*1. 参照) とする。」とされている。前述の懸念がありながら、35 又は 40dB を下限値とするのは矛盾している。 当該地域の残留騒音（風騒音を除く）は 30dB を下回ると考えられ、<u>30dB</u>（郊外の深夜、ささやき声のレベル）を基準値とすべきである。 *1. 資料※1 では騒音の設計目標値は記載されていないが地点 4 の騒音予測値（36～38dB）からみて、目標値は 40dB 以上に設定されているものと推測される。	境省、平成 29 年）において、『地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して、指針値における下限値を設定する。』とされております。 なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。また、周辺住宅等への影響を適切に把握し、可能な限り風力発電機と住宅等との離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。
15	(2) 周辺地域では、草刈り作業時等の一過性の騒音を除き、風騒音の無い日の残留騒音は殆どの時間帯で 30dB 以下と想定され、この静穏を求めて都会から移住した人も多くいる。しかし、風車騒音の基準に下限値 40dB が適用されると、現在の静穏な環境が奪われ、もはやリゾート地とは言えない住環境になると考える。（グループ会社：大和ハウス工業（株）との協調が必要ではないですか？）	現地調査において現地の音の状況を把握いたします。 なお、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）では、『本マニュアルにおける残留騒音及び風車騒音の測定にあたっては、風車の有効風速範囲※の風況下で測定する必要がある。』と記載されております。また、『残留騒音の算出に当たっては、一時的に近隣を通過する自動車・航空機の発生騒音や、防災無線、緊急車両等の人工音、雷等の自然現象に伴う音等の一過性の音は除外する。』と記載されており、上記の内容に基づき、調査、予測及び評価いたします。 ※有効風速範囲：10 分間平均風速がカットイン風速以上で定格風速未満の範囲
16	(3) また、近くに樹木等の多い地域が多く、風の有る日の風騒音は 40～50dB を超えることも想定される。これを残留騒音とすると風車稼働時の許容騒音レベルは 45～55dB にもなり、これは商業、工業等の用に供される地域の騒音環境基準（夜間）50dB を上回ることになる。	調査に当たっては、風雑音の影響を抑制するため、マイクロホンに防風スクリーンを装着いたします。「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）では、『本マニュアルにおける残留騒音及び風車騒音の測定にあたっては、風車の有効風速範囲※の風況下で測定する必要がある。』と記載されております。また、『残留騒音の算出に当たっては、一時的に近隣を通過する自動車・航空機の発生騒音や、防災無線、緊急車両等の人工音、雷等の自然現象に伴う音等の一過性の音は除外する。』と記載されており、上記の内容に基づき、調査及び予測いたします。 なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）において、『風力発電施設から発生する騒音は、風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形、植生や舗装等の地表の被覆状況、土地利用の状況等により影響される。本指針における指針値はこのような風力発電施設から発生する騒音の特性を踏まえ、全国一律の値とするのではなく、風力発電施設の設置事業者及び運用事業者等による地域の状況に応じた具体的な対策の実施等に資するために策定したもの』と記載されており、上記の内容に基づき、評価いたします。 ※有効風速範囲：10 分間平均風速がカットイン風速以上で定格風速未満の範囲

17	(4) 風騒音、交通騒音は窓を閉めるとかなり減音するが、風車騒音はより低い周波数成分の割合が大きいことから遮音され難い(※4 の P6)。また、風騒音は弱～中の風では、心地良いと感じる人もいるが、周期的に変動する風車騒音は、風騒音よりもわずらわしさを引き起こしやすい。このことが騒音基準をクリアしていても周辺住民からの苦情が生じる原因の一つとも考えられる。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)には、『風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い、わずらわしさ(アノイアンス)と睡眠影響に着目して、屋内の生活環境が保全されるよう屋外において昼夜の騒音をそれぞれ評価することが適当であると整理されている。』と記載されており、その指標に基づき評価いたします。
18	(5) 騒音基準との比較に用いる測定騒音値は 10 分間の時間平均値であるが、実音のピーク騒音は平均値よりもかなり高いことが想定され、風車騒音は一過性の騒音ではなく、わずらわしさを伴う周期的な騒音であることから、ピーク騒音値にも上限の基準が設定されるべきである。	「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)では、『測定の対象とする基準時間帯は、昼間(午前 6 時から午後 10 時まで)と夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)の 2 区分とし、それらの基準時間帯のうち、1 時間毎を観測時間とし、原則として各観測時間帯の毎正時から 10 分間を実測時間とする。』と記載されており、上記に基づき、調査、予測及び評価いたします。
19	(6) 基準とする騒音レベル B を $B = \text{残留騒音 A} + 5\text{dB}$ とした場合、後に近接する場所に別の事業者が新たに風力発電施設を建設する場合に騒音レベル C は $C = B + 5\text{dB}$ が基準値となり、元の残留騒音 A からは $+10\text{dB}$ に近い騒音レベルとなって住環境が破壊される。実際に瀬戸ウィンドヒルでは増強(*2. 参照)が計画されており、高茂地区(旧高茂牧場周辺)には建設計画があり、将来的には瀬戸ウィンドファームでも増強の可能性があつて、上記は現実の可能性が高い。 *2. 資料※1 では瀬戸ウィンドヒルの増強を加味した騒音予測も実施されているが、その結果の取扱いは不明である。	評価に当たっては、本事業単独で実施いたします。なお、現地で測定した残留騒音には他事業の風力発電機の音が含まれているため、既設の風力発電機の音を除外した残留騒音の推定値と本事業の新設風力発電機の寄与値の合成値と指針値との整合性を検討いたします。 また、累積的影響については、残留騒音の推定値と本事業及び他事業の風力発電機の寄与値の合成値を算出し、予測いたします。 騒音以外の分野では、測定値の平均値を算出する際は、通常は測定値をそのまま用いた算術平均値を使用いたしますが、騒音においては、騒音のもととなっている音のエネルギー量に戻って、音のエネルギー量を平均したパワー平均値を使用いたします。そのため、単純な足し算にはなりません。
20	(7) 同指針の中では、「超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とされています。しかし、その後の論文(※6)では、下記①②のような環境省の指針とは異なる見解が示され、検討の余地が残されていると考えられる。 ① 風車が生む健康被害は、騒音被害とは区別される低周波音(100Hz 以下)・超低周波音(20Hz 以下)を主な原因とするもので、頭痛、不眠、動悸や胸の圧迫感、息切れ、めまい、吐き気などの自律神経失調症に似た症状を生む。低周波音は遠くまで届く。 ② 1500kW 級の風車 3 基を対象に 100m の位置で騒音測定(2014 年 6 月～2018 年 1 月)し FFT 分析→10Hz 以下の超低周波音領域に大きな音圧の風切り音とその倍音を持つことが判った。→超低周波音領域を過小評価する A 特性で風車騒音を扱ってはならない。また、環境省が用いる 3 分の 1 オクターブバンド法以上に周波数成分を分解できる 12 分の 1 オクターブバンド法によって風車の健康被害を解明すべきである。	環境省においても、苦情等が終結した風力発電施設について、その具体的な改善方策等を調査する等、引き続き風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態調査を行っております。また、2012 年に法アセスが制定されてから手続きを開始した風力発電事業が稼働し、事後調査が行われております。その結果や最新の知見も参考にしながら、事業計画を検討いたします。
21	3. 騒音測定法について 資料※5 の測定法について、下記の点が騒音に関する苦情発生の要因になり得るものと考えます。 (1) 残留騒音の測定は下記の理由により風騒音の無い日に行うべきである。 残留騒音に風騒音を含めると、風車稼働時の騒音はかなり高いレベル(45～55dB…前記 2.-(3)参照)まで許容される可能性がある。	調査に当たっては、風雑音の影響を抑制するため、マイクロホンに防風スクリーンを装着いたします。「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)では、『本マニュアルにおける残留騒音及び風車騒音の測定にあたっては、風車の有効風速範囲*の風況下で測定する必要がある。』と記載されております。また、『残留騒音の算出に当たっては、一時的に近隣を通過する自動車・航空機の発生騒音や、防災無線、緊急車両等の人工音、雷等の自然現象に伴う音等の一過性の音は除外する。』と記載されており、上記の内容を参考に、調査、予測及び評価いたします。

		※有効風速範囲:10 分間平均風速がカットイン風速以上で定格風速未満の範囲
22	(2)風車騒音は風速・風向（※3. 参照）によって変化し、風速は定格風速～カットアウト風速の間、風向は風車ハブから受音点方向（方向・高さ共に一致）付近の場合に騒音が最大になると考えられる。また、騒音の伝搬は気温、湿度などの気象条件も影響するものと考えられ、数日の測定で最大騒音を測定することは難しく、長期間の定期的な測定が必要と考える。また、上記が騒音測定により基準値以下であっても苦情が発生する一因とも考えられる。 ※3. 資料※5 では平均風速が有効風速範囲の場合にのみ分析対象データとすることが規定されているが、風向は最多風向が記録されるものの、データの取扱いについては規定されていない。	本事業においては、音源の形状及び騒音レベル等を設定し、「ISO9613-2 屋外における音の伝搬減衰—一般的計算方法」により騒音レベルを予測いたします。 なお、風車騒音の音源のデータは、風力発電機のメーカーよりご提示いただいたデータを基に予測いたしますが、現在想定する機種種の音源の最大値は定格風速付近～カットアウト風速“前”であり、それ以降はピッチ制御を行い、騒音レベルは減衰いたします。 また、空気吸収減衰については、地域の気温・湿度の特性を反映するため、調査期間の気象条件を基に、JIS Z 8738「屋外の音の伝搬における空気吸収の計算」（ISO9613-1）により算出いたします。
23	4. その他 (1)資料※7 では騒音に関する苦情調査の結果、風力発電施設からの距離が 1.5km 以上離れていないと苦情が発生する可能性が示唆されている。（「騒音 4」地点は 0.8～1.2km） 更に、地点 4 の騒音予測では、設備増強により既設より騒音レベルは 2～3dB 上がるので苦情発生の可能性は高いと考える。	音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しております。そのため、今後の手続きにおいて、現地調査を踏まえた上で地形や気象等の影響を考慮した予測を行い、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）と整合性が図られているかどうかを評価いたします。 なお、方法書においては風力発電機の配置及び機種は未定であるものの、現在想定する最大の諸元で予測を行っております。騒音 4 においてはパターン⑤（新設 3,200kW×4 基）では既設より+1dB、パターン⑥（新設 4,200kW×3 基）では既設より+2dB となっております。
24	(2)運転開始後にも環境保全、騒音問題等に関して周辺住民からの苦情が想定され、これらの解決に対する事業者側の体制が必要である。	運転開始後、環境保全・騒音問題等に関して周辺住民の皆様からのご意見に対応できるよう、事業者側の体制を整えるようにいたします。
25	(3)工事期間中、ムカイパーク南側の道路が使用されることになっているが、住宅が近く、周辺の歩道は散歩等に利用されているので騒音・振動の問題がある。大型部品の輸送での使用はやむを得ないが、ダンプトラックやミキサー車等は数百台/1 日と台数が多く、瀬戸頂上線を優先使用して台数制限すべきである。	工事関係車両の走行に当たっては、周辺環境を鑑み走行台数を調整する等により、地元住民の皆様への安全に十分配慮いたします。また、工事期間中は極力瀬戸頂上線を利用することにより、ムカイパーク南側の道路におけるダンプトラックやミキサー車等の走行台数の低減に努めます。
26	5. 参考資料 ※1. …大和エネルギー株式会社 DREAM Wind 佐田岬りブレース事業 環境影響評価方法書 ※2. …世界の洋上風力発電について（出典：世界の省エネ/マイ大阪ガス） (1)イギリスの導入実績は世界を圧倒し、2014 年の段階で 400 万 kW を超え、2020 年までに 7,000 基以上の洋上風力発電を設置し、国内の全消費電力の約 3 分の 1 をまかなう計画を掲げている。 (2)中国は 2020 年に 3,000 万 kW の導入目標を掲げている。 (3)参考…日本における風力発電設備導入実績（2018 年 3 月末）…約 350 万 kW（洋上風力発電設備の導入実績は今のところ殆ど無い） (4)洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会 2020 年 12 月 5 日…導入目標:2030 年までに 10GW ※3. …環境省は、平成 29 年 5 月に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」を各都道府県知事、市長・特別区長殿へ通達。本指針は下記※4 の報告書を踏まえたもので、騒音等の測定方法については下記※5 の測定マニュアルを参考とする。	今後の手続きにおいて資料を参考にしながら、事業計画を検討いたします。

	※4. …風力発電施設から発生する騒音等への対応について：平成 28 年 11 月（環境省） ※5. …風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル：平成 29 年 5 月（環境省） ※6. …石狩風車の低周波音測定結果と健康被害（出典：長周新聞 平成 30 年 2 月 8 日、元札幌医科大学講師・山田大邦氏の論文より） ※7. …風力発電施設から発生する騒音等に対する取組について：令和元年 11 月（環境省） 2018 年に稼働中の風力発電施設を対象に騒音に関する苦情について調査した。この結果、定格出力に関係なく、苦情者宅(67 施設)までの距離が 1.5km 以内ではどの距離でも苦情が起り得る状況であった。	
--	--	--

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	・住宅から離れているので、工事中および完成後も、特に問題になることはないと思います。	今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果をお示しいたします。その結果を踏まえた上で、本事業による影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	1. 現在と建替えの風車のデシベル・ヘルツの騒音の折線グラフを提示して下さい。	方法書の資料編にお示ししたとおり、既設の風力発電機及び新設の風力発電機の騒音レベルは以下のとおりです。 既設の風力発電機：101.1 デシベル 新設の風力発電機：105.0 デシベル（3, 200kW） 107.0 デシベル（4, 200kW） なお、新設の風力発電機は、現時点において未定ではあるものの、想定する最大の諸元をお示しいたしました。今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、本事業による影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。
29	2. 両計測器をダイワリゾート住民に 1 年間貸して下さい。	今後の手続きにおいて、適切に対応を検討いたします。
30	3. 1～3 ヘルツの超低周波音と低周波音による健康被害の論文はありますが、有害ではないという研究論文の開示をお願いします。	公的な機関が出している資料として、低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）があります。その資料では、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。しかしながら、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。
31	4. 汐見文隆氏著「風力発電の被害」に対する見解の明示を！	風力発電事業を実施するに当たっては、風力発電機から発生する音、景観等に対する考え方・感じ方には個人差があると認識しております。 特に音については、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考にしながら、実行可

		能な範囲で離隔を確保いたします。また、周辺住宅等への影響を適切に把握し、可能な限り風力発電機と住宅等との離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。
32	5. 風車騒音による不眠、思考障害、更に乳幼児に多いといわれる風車病発生時に、大和グループが取る責任範囲を明確に示して下さい。 (e.g. 医療費・補償費・不動産買上費・撤収費等) 担当者へ、1週間程ダイワ事務所に泊まりませんか！	本事業において建設する風力発電機に起因する事案については事業者での責任範囲とし対応いたします。 また、宿泊についても検討いたします。

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	1. 国は海上風車に切り換えているのに何故陸上で大型化するのですか。	洋上風力については 2019 年に海域利用に必要なルール整備を実施するため「再エネ海域利用法」が制定されております。現在、事業のための制度化がなされた段階であり、これから導入が増えていくことが予想されております。 一方、政府では 2021 年に、2050 年のカーボンニュートラル、2030 年の温室効果ガス 46%削減目標に向けて、再エネ電源構成比率の見直しが行われ、現行計画であった「22～24%」から「36～38%」に引き上げとなりました。 陸上風力においては 2030 年の中長期導入目標において 18～26GW と掲げられている中、2021 年末時点で 4.58GW です。このことを踏まえ、陸上風力についても、洋上風力と共に継続していくことが必要であり、最低でも現在の 4 倍以上の陸上風力が必要であると考えております。
34	2. 目の前に別会社の風車が 4 基ありますが、大型化したらと怖いです。	今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、本事業による影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、住民説明会等を通じて丁寧な説明を実施いたします。
35	3. 伊方町に定住しようと思っていましたが、保留します。	

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	リプレース案件でもあり、大きな改変を伴わないと思われるので、近隣、生態系への重大な影響を生じないのではないかと思います。	本事業はリプレース事業であり、対象事業実施区域及びその周囲には、既設の風力発電機が存在していることから、生態系が成立していると考えております。 なお、生息数が少なく、直接的な影響を及ぼす可能性があると想定する生態系上位性種については、現地調査結果を踏まえ、予測及び評価いたします。その他の項目についても、今後の手続きにおいて、調査結果を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
37	・ 365 日測定を実施してください。	「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年)を参考に調査日を設定しております。残留騒音の測定時期について、『季節による風況の変化が少ない等の理由で、四季毎に測定を行わなくても年間の代表的な風況における残留騒音又は風車騒音が把握できる場合は、測定時期を減じてもよい。』『降雨時、セミやカエル等の生物の鳴き声が顕著な時期等

38	・現況、風をきる音が聞こえてきます。より大型のものになると大変な音になります。静かな環境を求めてこの土地に移り住んできました。困ります。	は、原則として避けることが望ましい。』と記載されております。これらを参考に、本事業においては現地調査を4季実施いたします。 また、既設の風力発電機より基数を削減する一方で、風力発電機のサイズが大型化することから、今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、本事業による影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。
39	・低周波の影響も心配です。学者の間でも様々な意見・見解があると認識しています。全く影響がないということができますか。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成28年）があります。その資料では、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。しかしながら、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。
40	・現在地に設置することには、大反対です。	本事業は電力会社の送電網を使用し電力会社へ電気を供給するため、既設系統容量を活用いたします。本事業は建て替え事業であるため、既設の風車ヤードを最大限活用いたします。今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、本事業による影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。
41	・場所を移動して設けることでいかがですか。	

（意見書 12）

No.	意見の概要	事業者の見解
42	現在も音がかなり聞こえます。 空気がきれいで静かな所と思い移住してきました。 低周波音等で健康に影響がでる事の心配です。 これ以上環境破壊はしないで欲しいです。	音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）を参考にしながら、実行可能な範囲で離隔を確保いたします。また、周辺住宅等への影響を適切に把握し、可能な限り風力発電機と住宅等との離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。 また、低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成28年）によると、『風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。』と記載されておりますが、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。

（意見書 13）

No.	意見の概要	事業者の見解
43	既設風車のリブレースということで、環境保全の見地から悪化することはないと考えます。 昨今のエネルギー事情を考えると、自然エネルギーの活用は賛成です。 設計の際は風車の配置に工夫していただき、少しでも近隣の方々の負担が軽減できれば良いかなと思います。	今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果をお示しいたします。その結果を踏まえた上で、本事業による影響を極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。

○日刊新聞紙における公告

令和 4 年 12 月 9 日 (金) 付 愛媛新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)DREAM Wind 佐田岬リブ
レース事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 大和エネルギー株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 東 武
事務所の所在地 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目
一番四三三号 あべのハルカス三十三階

二、対象事業の名称 種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 発電設備出力:最大一万二千八百キロワット

三、対象事業実施区域 愛媛県西宇和郡伊方町
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 愛媛県西宇和郡伊方町

五、縦覧の場所及び時間 愛媛県庁環境政策課、伊方町役場
(本庁舎、瀬戸支所、三崎支所)※いずれも土日・祝日を除く、開庁時
電子縦覧 <https://www.daiwa-energy.com/>
縦覧期間 令和四年十二月九日(金)から
令和五年一月十八日(水)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地
からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の
理由を含む)をご記入の上、縦覧場所に備え付けております
意見書箱にご投函くださるか、令和五年二月一日(水)までに
お問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、瀬戸町民センター(愛媛県西宇和郡伊方町三机乙一〇八四・二)
令和五年一月七日(土)十三時三〇分から

八、お問い合わせ先 大和エネルギー株式会社 電力事業部
事業開発第二グループ(担当:豊田・斉藤) 千五四五・六〇三三
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目一番四三三号
あべのハルカス三十三階 電話番号:〇六(四七〇三)三三三〇八

※受付時間:午前九時から午後五時まで(土日・祝日を除く)
九、その他 今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方
自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて
縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。変更が
ありましたら、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

○県報における公告

令和4年12月9日（金）付 愛媛県報（第366号）

令和4年12月9日

愛 媛 県 報

第366号

様式第7号及び様式第8号 削除

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第7条の第2項の規定により、方法書説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

令和4年12月9日

大和エネルギー株式会社

代表取締役社長 東 武

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 大和エネルギー株式会社

(2) 代表者 代表取締役社長 東 武

(3) 所在地 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号あべのハルカス33F

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名 称 （仮称）DREAM Wind 佐田岬リブレース事業

(2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業（陸上）

(3) 規 模 総出力 最大12,800kW

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県西宇和郡伊方町

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛媛県西宇和郡伊方町

5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県庁環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目2番（NT愛媛ビル2棟4階））

伊方町役場本庁舎（愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1）

伊方町役場瀬戸支所（愛媛県西宇和郡伊方町三机乙3003番地6）

伊方町役場三崎支所（愛媛県西宇和郡伊方町三崎692番地）

(2) 縦覧期間

令和4年12月9日（金）から令和5年1月18日（水）まで
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び開庁日は除く）

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（開庁時間に準ずる）

なお、方法書の電子版は弊社（大和エネルギー株式会社）ホームページ（<https://www.dalwa-energy.com/>）において、令和4年12月9日（金）から令和5年1月18日（水）まで閲覧いただけます。

6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に

記載すべき事項

(1) 提出期限 令和5年2月1日（水）まで

(2) 提 出 先 〒545-6033

大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 あべのハルカス33F

大和エネルギー株式会社電力事業部（担当 豊田、斉藤）

電話 06-4703-3208

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和5年1月7日（土）13時30分～15時30分

場所 瀬戸町民センター（愛媛県西宇和郡伊方町三机乙1084-1）

令和4年12月9日 発行

1006

○広報におけるお知らせ

広報いかた（令和 4 年 12 月号 No. 213）

町からのお知らせ
NEWS & INFORMATION

時 とき 所 ところ 内 内容 対 対象 定 定員 金 金額 申 申し込み 問 問い合わせ 画 ホームページ

DREAM Wind 佐田岬リプレイス事業

大和エネルギー株式会社が愛媛県西宇和郡伊方町（瀬戸地域）で計画している「（仮称）DREAM Wind 佐田岬リプレイス事業」に関して、「環境影響評価方法書」の縦覧並びに住民説明会を次のとおり行いますので、お知らせいたします。

◆縦覧書類

（仮称）DREAM Wind 佐田岬リプレイス事業
環境影響評価方法書

◆縦覧場所

伊方町役場（本庁舎、瀬戸支所、三崎支所）
※いずれも土日・祝日を除く、開庁時
※方法書は当社のホームページでも閲覧可能

◆縦覧期間

令和 4 年 12 月 9 日（金）～令和 5 年 2 月 1 日（木）まで

◆意見受付期間

令和 4 年 12 月 9 日（金）～令和 5 年 2 月 1 日（木）まで
方法書の内容に対するご意見・ご質問は、縦覧場所に備え付けの意見書に住所・氏名・内容を記載の上、意見書箱へ投函くださるか、令和 5 年 2 月 1 日（木）（当日消印有効）までにお問い合わせ先に郵送にてご提出ください。

◆住民説明会

令和 5 年 1 月 7 日（土）13 時 30 分から
瀬戸町民センター

◆意見書の提出及びお問い合わせ先

大和エネルギー株式会社 電力事業部
TEL06-4703-3208
〒545-6033
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43
あべのハルカス33F

※本事業計画は、事業者が責任をもって進めてまいります。

小・中学生の救急に関するポスター

八幡浜地区施設事務組合消防本部管内の小・中学生に「救急に関するポスター」の募集を行いました。受賞したポスターは「気づけばみんなが救命士」「その 119 番本当に必要ですか」「心肺蘇生!!」などのメッセージが込められた作品でした。



最優秀賞

白浜小学校 山本侑芽



佳作

瀬戸中学校 濱田航大



佳作

大久小学校 島田三郷郎

▶▶ 八幡浜消防署ホームページ

「救急に関するポスター」

応募作品86点の全作品を閲覧



◆ポスターを通じて皆様にお願い

救急車は緊急に必要なときに利用する車です。住民の安心・安全を守るため、「救急車の適正利用」をお願いします。

愛ロード・サポーター募集中

▶▶ 除草、ゴミや空き缶の収集、花壇の植栽等

支援 清掃用具の提供、ボランティア保険の加入等

▶▶ 県道路維持課 TEL089-912-2721

伊方発電所の状況

①運転状況について（令和 4 年 10 月末日現在）

伊方 1 号機（廃止措置）
伊方 2 号機（廃止措置）
伊方 3 号機（定格電気出力 89 万キロワット）
定格熱出力一定運転中

②異常事象等について

10 月においては、伊方発電所からの異常事象等の通報はありませんでした。



○インターネットによるお知らせ

大和エネルギー株式会社 ウェブサイト（お知らせ）



大和エネルギー株式会社

[事業紹介](#)
[サービスを探す](#)
[会社情報](#)
[採用情報](#)
[お問い合わせ](#)

[お知らせ一覧](#)

[2021年度](#)
[2020年度](#)
[2019年度](#)
[2018年度](#)
[2017年度](#)
[2016年度](#)
[2015年度](#)
[過去のアーカイブ](#)

お知らせ一覧

2021年度
2020年度
2019年度
2018年度
2017年度
2016年度
2015年度
過去のアーカイブ

（仮称）DREAM Wind佐田岬リブレース千葉県 環境影響評価方法書の概観並びに住民説明会の実施について【概観期間：令和4年12月9日（金）から令和5年2月1日（水）】

当社は、環境影響評価法に基づき、「（仮称）DREAM Wind佐田岬リブレース事業環境影響評価方法書」（以下、方法書）及びこれを要約した書類（以下、要約書）を令和4年12月8日（木）付で経済産業大臣へ提出いたしました。

方法書について、以下のとおり概観並びに住民説明会を実施いたします。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて概観や住民説明会の予定を変更することがあります。変更がありましたら、当ウェブサイトにてお知らせいたします。

●方法書の概観について

概観場所：環境影響評価法第17条第1項第2号
伊万町役場（本庁舎、神戸支所、三崎支所）

概観期間：
令和4年12月9日（金）から令和5年1月18日（水）まで
なお、ご意見受付開始と合わせ、自主的に令和5年2月1日（水）まで概観開始を延長いたします。

※概観開始は、住所・施設・道路開通日

概観方法：
概観場所にて、方法書、要約書、お知らせ、ご意見記入用紙及び意見書等を設置いたします。

ご意見記入用紙の記入：
方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

●インターネットによる概観

概観及び日程

第1期 概要書の概観、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

第2期 対象事業の概要及び日程

第3期 対象事業実施区域及びその周辺の概観（自然環境等）

第4期 対象事業実施区域及びその周辺の概観（社会環境等）

第5期 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査・モニタリングの手法

第6期 環境影響評価法に基づき事業書の提出、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

概観場所

要約書

●意見書の送付について

「（仮称）DREAM Wind佐田岬リブレース事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けのご意見記入用紙に意見の理由を添えてご記入の上、概観場所に備え付けの意見書用紙にご送付いただくか、以下の当社宛先まで郵送ください。

○受付期間：令和4年12月9日（金）から令和5年2月1日（水）まで
（郵送の場合は、令和5年2月1日（水）当日まで有効です。）

○郵送の場合

宛先：〒545-6033 大阪府大阪市西淀川区西国分寺一丁目1番43号 あべのビル33F
大和エネルギー株式会社 電力事業部 事業開発第2グループ 田中 浩幸 宛

ご意見記入用紙は、こちらよりダウンロードできます。

○記載事項

①氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

②方法書について、環境の保全の見地からの意見（意見の理由を添えて記載してください。）

●住民説明会の実施について

・風評対応センター（東証第二部上場伊万町三机乙1084-1）
令和5年1月7日（土）13時30分から

●お問合せ先

〒545-6033 大阪府大阪市西淀川区西国分寺一丁目1番43号 あべのビル33F
大和エネルギー株式会社 電力事業部 事業開発第2グループ 田中 浩幸 宛
電話番号 06-4703-3208
受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・夜間・年末年始（令和4年12月28日（水）～令和5年1月3日（火））を除く）

※本方法書をダウンロードすることはできますが、印刷はできませんのでご了承ください。

[大和エネルギートップ](#)

[事業紹介](#)
[大和エネルギーの取り組み](#)
[環境・社会](#)

[サービスを探す](#)
[大和エネルギーのサービス](#)
[大和エネルギーのサービス](#)

[会社情報](#)
[会社概要](#)
[会社情報](#)

[採用情報](#)
[採用情報](#)
[採用情報](#)

[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)

大和エネルギー株式会社 事業紹介 | サービスを探す | 会社情報 | 採用情報 | お問い合わせ

大和エネルギー株式会社 | 大和エネルギー株式会社

Copyright © 2021 Daiwa Energy Co., Ltd. All rights reserved.

15

〇お知らせ

お 知 ら せ

「(仮称) DREAM Wind 佐田岬リブレース事業環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和4年12月9日(金)～令和5年1月18日(水)まで

(縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時)

なお、ご意見受付期間と合わせ、自主的に令和5年2月1日(水)まで縦覧期間を延長いたします。

2. 閲覧用紙の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

「(仮称) DREAM Wind 佐田岬リブレース事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、下記住所までご郵送をお願いいたします。

○受付期間 令和4年12月9日(金)～令和5年2月1日(水)まで

(郵送の場合は、令和5年2月1日(水)の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒545-6033

大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 あべのハルカス 33F

大和エネルギー株式会社 電力事業部 事業開発第2グループ 豊田・斉藤 宛

○記載事項

①氏名及び住所

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②方法書についての環境の保全の見地からの意見

(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

4. お問い合わせ先

〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 あべのハルカス 33F

大和エネルギー株式会社 電力事業部 事業開発第2グループ 豊田・斉藤 宛

電話番号：06-4703-3208

受付時間：午前9時から午後5時まで(土・日・祝祭日を除く)

※方法書及び要約書は大和エネルギー株式会社のホームページでも公表しております。

<https://www.daiwa-energy.com/>

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、コピー及び写真撮影は不可としております。

以 上

「(仮称)DREAM Wind 佐田岬リブレース事業環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願いいたします。

○意見書の提出期限 令和5年2月1日(水)〔当日消印有効〕

意見書

令和 年 月 日

[illegible]

注：1. 氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のご記入をお願いいたします。本用紙に記載いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いをいたします。なお、ご記入いただいた意見については、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

2. 1枚に意見を記載しきれない場合には、複数枚ご使用ください。お手数をお掛けいたしますが、意見書右上の（No.）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所のご記入をお願いいたします。

